

芝山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 7,932	千円 5,043,491	千円 291,361	千円 1,005,034	% 19.9	% 22.8

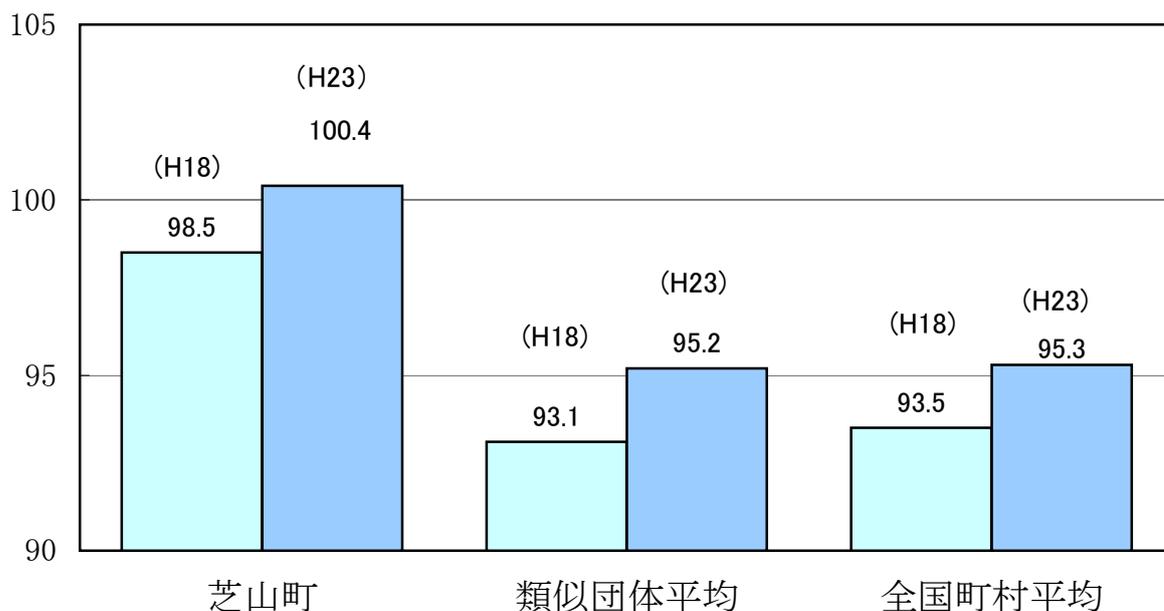
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 105	千円 401,858	千円 70,407	千円 146,927	千円 619,192	千円 5,897	千円 5,717

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	358,100	410,100	418,100	432,400	473,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
芝山町	41.3 歳	323,807 円	381,652 円	353,778 円
千葉県	43.7 歳	349,321 円	444,497 円	400,223 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額(B)	A/B
芝山町	51.8 歳	274,725 円	292,950 円	288,875 円	—	—	—	—
うち用務員	51.8 歳	274,725 円	292,950 円	288,875 円	用務員	53.8歳	209,700 円	1.4
千葉県	51.0 歳	332,287 円	389,037 円	368,776 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	302,584 円	328,341 円	319,177 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
芝山町	—	—	—
うち用務員	4,610,000 円	2,943,200 円	1.6

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年～22年の3か年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		芝山町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	145,900 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	142,300 円	141,900 円	—
	中学卒	— 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

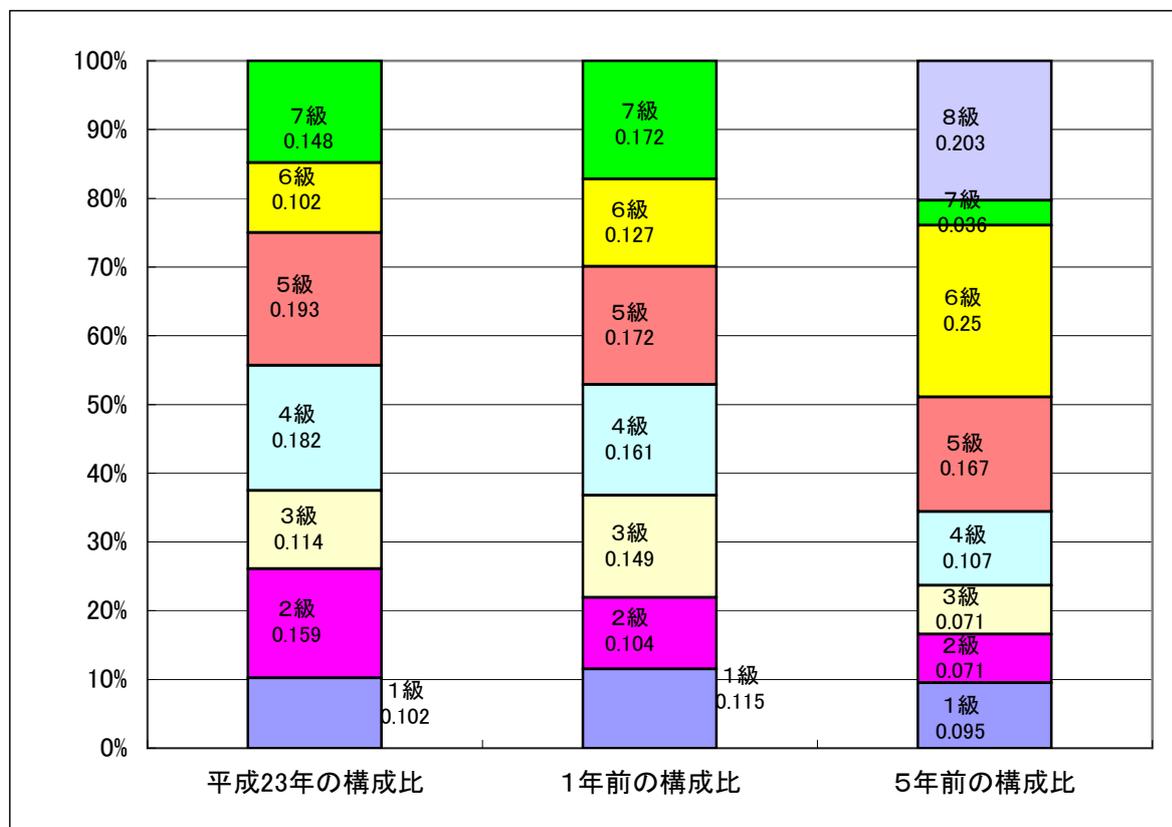
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,000 円	— 円	367,100 円
	高校卒	— 円	297,500 円	334,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	259,800 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	9人	10.2%
2級	主事	14人	15.9%
3級	主任主事	10人	11.4%
4級	副主査	16人	18.2%
5級	係長	17人	19.3%
6級	主査	9人	10.2%
7級	課長、局長、室長、主幹	13人	14.8%

- (注) 1 芝山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに3級及び4級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成23年4月1日の定期昇給については、人事考課制度導入前であることから休職期間等がある職員を除いて、4号給(55歳以上は2号給)昇給させています。
 人事考課制度については、平成21年度から構築し始め、現在試行しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芝山町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,661 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

芝山町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 27,914 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	13,721 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	117,270 円		
支給対象地域	平成22年度支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	3 %	117 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算 医師等を除く)	0 円	
医師等に対する支給年額(22年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	6.0 %	
手当の種類(手当数)	7	
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病処理手当	感染症患者の検診、死体の検索等に従事した職員	日額320円

危険作業手当	毒物、劇物等を使用した検査等の業務又は病虫害駆除等のために薬剤散布の作業に従事した職員	日額320円
医師手当	診療に従事する医師である職員	月額12万円
研究手当	診療に関する研究をする医師である職員	月額8万円
診療手当	診療に従事する医師である職員	診療を行った日1日につき1万円
往診手当	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師勤務時間内の往診	往診料・診察料の100分の50
	家庭等を訪問して医療業務に従事した医師又は看護師勤務時間外の往診	往診料・診察料の100分の100
看護手当	医師が診療を行ったときの補助として従事した看護師及び准看護師である職員	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	29,973 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	297 千円
支給実績（21年度決算）	26,470 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	260 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	—	10,940 千円	210,385 円
住居手当	・借家 〔家賃12,000円超の場合〕家賃に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅 25年度廃止(経過措置額23年度3,000円)	異なる	自宅支給額 国→2,500円 自宅支給期間 国→新築、購入後5年間	4,985 千円	99,700 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 32,330円を支給	異なる	交通機関利用 国→1ヶ月55,000円を限度 自動車等利用 距離区分の相違により支給額が異なる	7,153 千円	72,990 円
管理職手当	職員を管理、監督する地位にある職員に支給(課長級職員) 給与月額×支給割合(10/100)	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給	8,331 千円	520,688 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に勤務1回につき4,700円を支給	異なる	国→4,200円	573 千円	11,694 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	749,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 809,400 円/ 364,500 円	
	副 町 長	614,000 円 (- 円)	671,700 円/ 365,000 円	
報 酬	議 長	279,000 円 (円)	364,000 円/ 220,000 円	
	副 議 長	233,000 円 (円)	285,000 円/ 168,100 円	
	議 員	219,000 円 (円)	263,000 円/ 135,800 円	
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)		
	副 町 長	3.85	月分	
期 末 手 当	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.60	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×45/100	16,178,400 円	任期毎
退 職 手 当	副 町 長	給料月額×在職月数×25/100	7,368,000 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

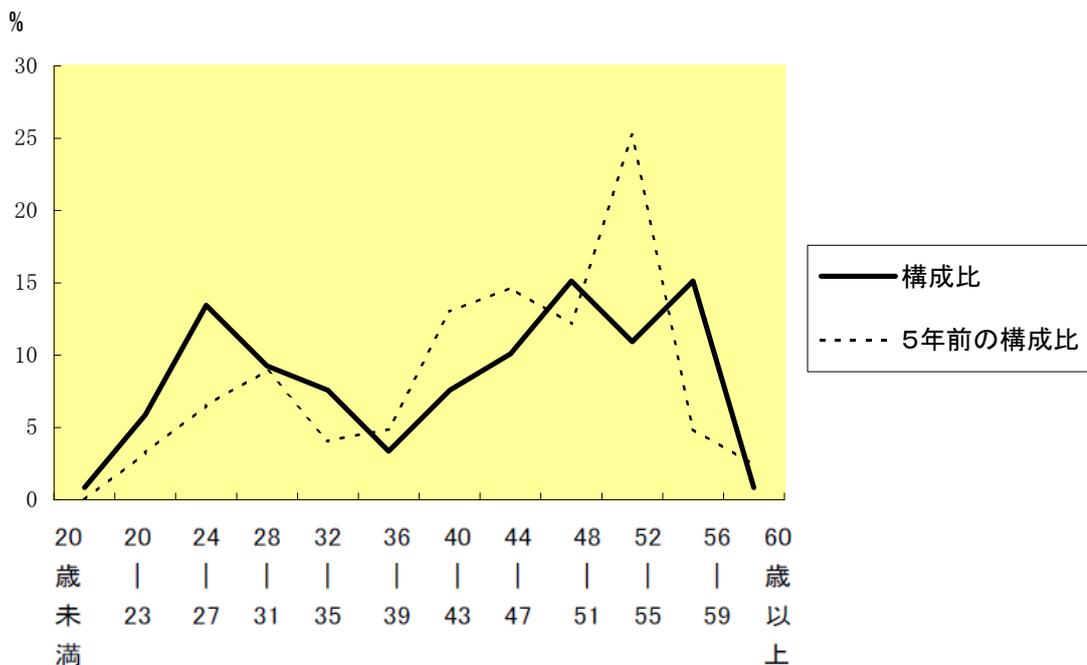
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	県への派遣研修実施のため増
		総務	28	29	1	
		税務	9	9	0	
		農水	8	8	0	
		商工	1	1	0	
土木		13	12	△1		
民生衛生		21	21	0		
計	8	8	0	兼務することによる減		
計	90	90	0			
教育部門	16	17	1		学習指導要領見直しに伴う業務増	
小 計	106	107	1	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.57 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院(診療所)	0	0	0		
	下水道	6	6	0		
	国保・介護保険	6	6	0		
	小 計	12	12	0		
合 計	118 [127]	119 [127]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.03 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	16人	11人	9人	4人	9人	12人	18人	13人	18人	1人	119人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	86	88	91	90	90	90	4 (4.7%)
普通会計計	111	108	109	107	106	107	▲4 (▲3.6%)
公営企業等会計計	12	13	11	12	12	12	0 (0%)
総合計	123	121	120	119	118	119	▲4 (▲3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。